

仙台市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市農業集落排水事業条例（平成二年仙台市条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表長袋地区の項中「仙台市太白区秋保町境野字上戸、同字漆方」を「仙台市太白区秋保町境野字漆方」に改め、「、同字中原、同字中屋敷、同字野尻、同字辺田、同字辺田山」を削る。

第二条 仙台市農業集落排水事業条例の一部を次のように改正する。

別表長袋地区の項を削る。

第三条 仙台市農業集落排水事業条例の一部を次のように改正する。

別表馬場地区の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。

（仙台市下水道条例の一部改正）

2 仙台市下水道条例（昭和三十五年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項を次のように改める。

15 農業集落排水処理施設を使用する区域から公共下水道を使用する区域への編入が行われた区域がある場合において、当該区域内でその編入が行われた日（以下この項から附則第十七項までにおいて「編入日」という。）の前日まで農業集落排水処理施設を使用していた者であつて編入日から引き続き公共下水道を使用することとなったものがあるときにおける当該者から徴収する公共下水道の使用料（編入日以後初めて支払を受ける権利が確定されるものに限る。）に係る第十一条の第三第二項の規定の適用については、同項の表一般汚水の項中

「	汚水量千立方メートルを超え一万立方メートルまでの分	四〇六円	」
「	汚水量千立方メートルを超え	四二〇円	」
とあるのは、			
とする。	この場合において、第		
」	汚水量千立方メートルを超える分	四〇六円	」

十一条の五第一項（公共下水道の使用の開始に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、適用しない。附則第十六項及び第十七項中「施行日」を「編入日」に、「区域」を「編入が行われた区域」に改める。